

3 農林漁業共同化資金

(貸付利率は令和 7 年 9 月 19 日現在)

融資対象事業	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	成育期間 1 年未満の魚類の購入 耐用年数を経過した 20 トン未満の漁船の取得 青年漁業者の技術習得 青年漁業者の住居の改善
借受資格者	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会 漁業者 青年漁業者 青年漁業者 漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会
貸付利率	1 漁業者 2 漁協等 3 青年漁業者	2.10% 2.10% 1.10% (金利は随時変動しますので、最新の金利は漁政課にお問い合わせください。)
償還期限等	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	4 年以内 5 年以内 (2 年以内の据置期間を含む) 5 年以内 (1 年以内の据置期間を含む) 5 年以内 5 年以内
貸付限度額	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	事業費の 80% 以内 (青年漁業者は 90% 以内で 400 万円まで) 50 万円 80 万円 事業費の 80% 以内
その他	1 償還方法 2 取扱金融機関	元金均等償還 信漁連

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

農林漁業共同化資金の仕組み

